第十七条　登録免許税法の一部を次のように改正する。

別表第一第三十二号(三十)中「の航空従事者技能証明」の下に「、同法第百三十二条の四十（技能証明の実施）の無人航空機操縦者技能証明」を加え、同号(三十)中カをヨとし、ワを カとし、ヲの次に次のように加える。

ワ　一等無人航空機操縦士の技能証明（更新の技能証明を除く。）	技能証明の件数　一件につき三千円

別表第一第百三十八号の二を次のように改める。

百三十八の二　無人航空機検査に係る登録検査機関の登録又は無人航空機操縦者技能証明に係る登録講習機関若しくは登録更新講習機関の登録		
(一)　航空法第百三十二条の二十四（登録検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
(二)　航空法第百三十二条の六十九（登録講習機関の登録）の登録講習機関の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
(三)　航空法第百三十二条の八十二（登録更新講習機関の登録）の登録更新講習機関の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円

（住民基本台帳法の一部改正）

第十八条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の百十八の項中「第百三十一条の六第一項」を「第百三十二条の四第一項」に、「第百三十一条の八第一項」を「第百三十二条の六第一項」に、「第百三十一条の十第一項」を「第百三十二条の十一第一項」に改め、同項の次に次のように加える。

百十八の二　国土交通省又は航空法第百三十二条の五十六第二項に規定する指定試験機関	航空法による同法第百三十二条の四十七第一項（同法第百三十二条の五十二第二項において準用する場合を含む。）の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

（特別会計に関する法律の一部改正）

第十九条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二百五十九条の三第五項第一号ト中「第九条」の下に「、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第七十二条第一項」を加える。

（関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律の一部改正）

第二十条　関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項中「第二条第一項」を「第三条第一項」に改め、「講ずべきこと」と」の下に「、同法第百三十一条の二の五第一項及び第二項中「空港等の設置者」とあるのは「空港運営権者」と、同条第一項中「当該空港等」とあるのは「当該空港」と」を加える。

（国家戦略特別区域法の一部改正）

第二十一条　国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の二第二項第三号ハ中「第百三十二条第一項各号」を「第百三十二条の八十五第一項各号」に改め、同号ニ中「第百三十一条の二第一項第五号から第十号まで」を「第百三十二条の八十六第二項各号」に改める。

第二十五条の五第一項中「第百三十二条第二項第二号」を「第百三十二条の八十五第四項第二号」に改め、同条第二項中「第百三十二条の二第二項第二号」を「第百三十二条の八十六第五項第二号」に改める。

（無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部改正）

第二十二条　無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち、航空法目次の改正規定並びに同法第九章中第百三十二条の前に一節及び節名を加える改正規定中「第九章」を「第十章」に改め、同法第百三十四条第一項の改正規定中「、航空機使用事業」を「危害行為の防止」に、「同項第九号」を「同項第十六号」に改め、同法第百五十七条の三の次に見出し及び一条を加える改正規定並びに同法第百五十九条第二号の改正規定中「第百五十七条の三」を「第百五十七条の三の三」に改める。

附則第七条のうち日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律第二項の改正規定中「第百三十一条」を「含む。）」に改める。

附則第八条のうち自衛隊法第百七条第一項の改正規定中「第九十条」を「含む。）」に改める。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
総務大臣　武田　良太
財務大臣　麻生　太郎
国土交通大臣　赤羽　一嘉
防衛大臣　岸　信夫

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年六月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

法律第六十六号

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律

（健康保険法の一部改正）

第一条　健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第三十八条に次の一号を加える。

七　任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を、厚生労働省令で定めるところにより、保険者に申し出た場合において、その申出が受理された日の属する月の末日が到来したとき。

第四十七条に次の一項を加える。

2　保険者が健康保険組合である場合においては、前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる額が同項第二号に掲げる額を超える任意継続被保険者について、規約で定めるところにより、同項第一号に掲げる額（当該健康保険組合が同項第二号に掲げる額を超え同項第一号に掲げる額未満の範囲内においてその規約で定めた額があるときは、当該規約で定めた額を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額）をその者の標準報酬月額とすることができる。

第五十五条第一項中「含む」の下に「。次項及び第百二十八条第二項において同じ」を加え、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　保険者は、傷病手当金の支給を行うにつき必要があると認めるときは、労働者災害補償保険法、国家公務員災害補償法又は地方公務員災害補償法若しくは同法に基づく条例の規定により給付を行う者に対し、当該給付の支給状況につき、必要な資料の提供を求めることができる。

第九十九条第四項中「起算して一年六月を超えないもの」を「通算して一年六月間」に改める。